

2019年3月19日

一般社団法人日本遠隔カウンセリング協会
損害保険ジャパン日本興亜株式会社

日本遠隔カウンセリング協会会員向け『JTA公認心理師賠償責任保険制度』の開始

一般社団法人日本遠隔カウンセリング協会（代表理事：長江 信和、以下「JTA」）と損害保険ジャパン日本興亜株式会社（取締役社長：西澤 敬二、以下「損保ジャパン日本興亜」）は、国内初となる公認心理師向けの賠償責任保険制度を創設し、JTAの会員（公認心理師）向けに2019年4月から賠償責任保険の提供を開始します。

1. 背景・経緯

- ・複雑かつ多様化する国民の心の健康問題に対して、国民が安心して心理的な支援を受けることができるようにするため、公認心理師法が2017年9月に施行されました。文部科学省・厚生労働省が共管する新たな国家資格として、「公認心理師」が制定され、心理的な支援が必要とされる様々な分野での活躍が期待されています。2018年9月の第1回の国家試験を経て、2019年2月には2万人以上の「公認心理師」が誕生しました。
- ・JTAは、文部科学大臣・厚生労働大臣指定の公認心理師現任者講習会やストレスチェック実施者養成に係る法定研修を実施するとともに、公認心理師候補者向けのオンライン職能団体である「公認心理師100人力」を運営する事業者です。チャットやビデオ通話などの情報通信技術を活用した心理師支援システムの研究開発と普及に努めるとともに、心理専門職の学術・職能団体として「公認心理師」の育成とサポートに取り組んでいます。
- ・このたび、JTAと損保ジャパン日本興亜は、連携して「公認心理師」の発展に寄与するため、JTAの会員（公認心理師）を対象とした『JTA公認心理師賠償責任保険制度』を提供することとしました。

2. JTA会員向け『公認心理師賠償責任保険制度』の概要

(1) 対象者

JTA正会員・準会員の公認心理師

(2) 対象業務

対象者が行う面談およびITを活用したカウンセリングなどの業務※

※カウンセリングなどの業務

- ・心理的アセスメント（行動観察や心理検査など）
- ・心理相談（カウンセリングや心理療法など）
- ・心理コンサルテーション（医師や教師など、他の専門家を支援）
- ・心理教育（予防教育やメンタルヘルス研修会・セミナー）

(3) 補償内容

① 基本補償

対象者の対象業務に起因して発生する法律上の賠償責任を最大500万円まで補償します。
カウンセリング中にクライアントの所有物を破損した場合や、クライアントの身体に傷害を負わせた場合など、法律上の賠償責任を負ったときに補償します。

② 特約と費用保険金

- ・ 人格権侵害 : クライアントのプライバシーに関わる情報を誤って漏えいさせてしまったことによるプライバシーの侵害や、セミナーで名誉を毀損する発言をした場合など、法律上の賠償責任を負ったときに補償します。
- ・ 事故対応特別費用 : 賠償請求をされた場合または賠償請求されるおそれがある場合に、対象者がその対処のために支出した事故対応費用（原因調査費用等）を補償します。
- ・ 被害者対応費用 : 対人事故が発生した場合の見舞品の購入費用や、対物事故が発生した場合の臨時に必要とした費用を補償します。

3. 今後について

JTAと損保ジャパン日本興亜は、今後も連携して商品・サービスを提供していくことで、「公認心理師」のサポートおよび国民の心の健康づくりに寄与していきます。

以上